

5  
1031

所得補給法施行規則改正案要綱（昭二六三二八主納局）

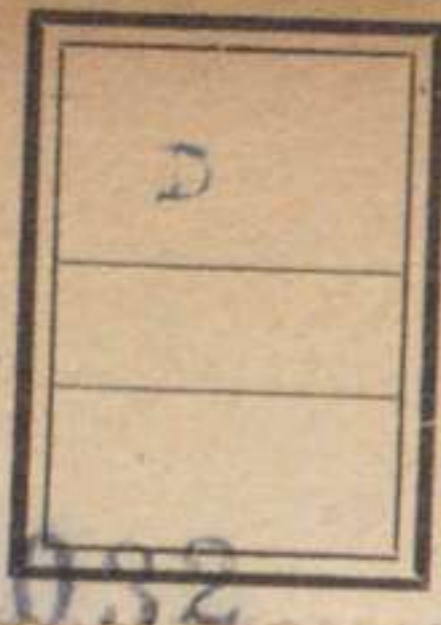
一、寡婦のうち夫の生死の明らかでない者の範囲を左に掲げる者の妻とする事。

イ、太平洋戦争の終結の当時もとの陸海軍に属していた者で、まだ帰還しないもの

ロ、軍人軍属以外の者で太平洋戦争の終結の当時本邦外にあり、今なお帰還しないもので、帰還しないことについて右の者と同様の事情があると認められるもの

ハ、沈没した船舶に乗っていた者その他死亡の原因となるべき危険に遭遇した者で、その危険が去つた後一年以上その生死が明らかでないもの

ニ、イ、ロ、ハ、以外の者で三年以上その生死が明らかでないもの  
三、不具者の範囲について実情に即するよう調整し、身体障害者福祉法における障害程度四級以上の者と大体符合せしめること。



- 通商法施行規則の一部を改正する政令案要綱
- 一 航空機による運輸業者及びその者に代り航空機搭乗券を販売する者について汽車等の運輸業者等の場合と同様、営業申告及び一定事項の記録を要しめること。
  - 二 通商法の施行地域から除かれる本州等の附属の島の範囲を規定すること。

三、青色申告者について次のようを措置を講ずること。

イ、貸倒準備金勘定への繰入限度を貸金の帳簿価格の合計額の百分の五、金融業にあつては百分の二に引き上げること。

ロ、家事関連費のうち取引の記録等に基づいて総収入金額を得るために直接必要であつたことが明らかになる部分の金額は、これを経費と認めること。

四、商法の改正に即応し株式又は出資の取得価格に関する規定の整備を行うこと。

五、その他所得税法の一部改正に伴う諸規定の整理を行うこと。